

ひこね市民活動促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民団体が自主的かつ自立的に行う社会貢献を目的とした活動の促進を図るため、その活動に要する経費について、予算の範囲内でひこね市民活動促進助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、不特定多数のものの利益の増進に寄与するために、市民団体が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいう。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付対象となる市民団体(以下「助成対象団体」という。)は、市内に活動拠点を有し、規則、会則、定款等に基づき活動をしている団体で、次のいずれかに該当する団体をいう。

(1) 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)

(2) 次に掲げる要件をすべて満たす団体

ア 公共の利益の増進に寄与する目的をもって、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動をしていること。

イ 営利を目的とした団体ではないこと。

ウ 当該団体を構成する者のみを対象としない活動をしていること。

エ 当該団体の構成員が10人以上であること。

オ 助成金の交付申請時において、1年以上継続的に活動をしていること。

カ 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。

キ 公序良俗に反する活動をしていないこと。

ク 宗教的活動または政治的活動をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、助成対象団体から除くものとする。

(1) 自治会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体もしくはその名称にかかわらず地域住民が自主的に結成する町内会、老人会、子ども会、婦人会その他の団体またはそれらの連合体をいう。)

- (2) 特定非営利活動促進法以外の法令に基づき設立された法人および組合
- (3) 構成員となる資格が制限された団体(ただし、市民活動を行う上で当該資格を制限することが適当であると市長が認める市民団体については、この限りでない。)

(助成対象事業等)

第4条 助成の対象事業(以下「助成対象事業」という。)は、助成対象団体が行う市民活動のうち、次に掲げる要件のすべてを満たしている事業とする。

- (1) 市内において実施するものであること。
 - (2) 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献を目的とするものであること。
 - (3) 主に市民を対象とするものであること。
 - (4) 他の補助制度等の支援を受け、または受ける予定の活動以外のものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号または第3号の要件を満たしていない事業であっても、第1条の趣旨に合致するものとして市長が認める事業については、助成対象事業とする。
- 3 一つの助成対象団体がこの要綱に基づき助成を受けることができる事業は、1年度につき1件とする。
- 4 同一団体への助成は、通算して3件を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(助成金の額等)

第5条 助成対象経費は、助成対象事業の実施に要する経費とする。

- 2 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、ひこね市民活動促進助成金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、その交付を決定し、規則第6条に規定する交付決定通知書により交付申請のあった助成対象団体に通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査は、別表に掲げる者によって構成するひこね市民活動促進助成金審査委員会(以下「審査委員会」という。)で行うものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により助成金の交付を決定したときは、その内容を広報紙等で公表するものとする。

(事業の変更等)

第 8 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象団体(以下「交付決定団体」という。)は、当該助成対象事業の内容を変更(軽微なものを除く。)しようとするとき、または当該助成対象事業を中止もしくは廃止しようとするときは、ひこね市民活動促進助成事業(変更・中止・廃止)承認申請書(別記様式第 2 号)を提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前条第 1 項および第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、審査委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(実績報告)

第 9 条 交付決定団体は、助成対象事業が完了したときは、速やかにひこね市民活動促進助成事業実績報告書(別記様式第 3 号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、規則第 14 条に規定する確定通知書により交付決定団体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 11 条 交付決定団体は、助成金の交付を受けようとするときは、規則第 16 条に規定する交付請求書を市長に提出しなければならない。

(助成金の概算払)

第 12 条 市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により助成金を交付することができる。この場合において、概算払は、規則第 17 条、第 18 条および第 19 条の規定に基づき行うものとする。

(報告等)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定団体に対し、助成対象事業に係る遂行状況等の説明を求めることができる。

(交付決定の取消または助成金の返還)

第 14 条 市長は、交付決定団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、もしくは変更し、または期限を定めて既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 助成対象事業を中止または廃止したとき。
 - (2) 虚偽の申請により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (3) その他この要綱に違反したとき。
- (その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この告示は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、平成 23 年度限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この告示は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 4 項の規定の適用については、平成 21 年度における助成から通算するものとする。

付 則

- 1 この告示は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

別表(第 7 条関係)

企画振興部次長
市民環境部次長
福祉保健部次長
教育委員会事務局教育部次長